

名古屋外国語大学学位規則

(目 的)

第1条 名古屋外国語大学（以下「本学」という。）において授与する学位については、学位規則（昭28年文部省令第9号）、本学学則及び本大学院学則に基づき、この規則の定めるところによる。

(学位の種類)

第2条 本学において授与する学位は、学士、修士及び博士とする。

2 学位を授与する者に、次の各号に掲げる専攻分野の名称を付記するものとする。

一 学士の学位

外国語学部 学士（英語、フランス語、中国語又は日本語）

現代国際学部 学士（国際経営又は国際学）

二 修士の学位

国際コミュニケーション研究科 修士（英語・英語教育、日本語・日本語教育、国際文化）

三 博士の学位

国際コミュニケーション研究科 博士（英語学・英語教育学、日本語学・日本語教育学又は国際文化）

(学士の授与)

第3条 本学学則第14条の2の定めにより、本学を卒業した者に学士の学位を授与する。

2 学士の卒業証書・学位記は、様式第1のとおりとする。

(修士・博士の授与)

第4条 本大学院学則第42条の定めにより、本大学院の課程を修了した者に修士又は博士の学位を授与する。

2 前項に定めるもののほか、本学大学院に論文を提出して、博士論文の審査及び試験に合格し、かつ、博士後期課程を修了した者と同等以上の学力を有すると認められる者にも博士の学位を授与することができる。

(論文の提出)

第5条 本大学院の課程による論文は、研究科で定める授業科目を履修して所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、研究科長に提出するものとする。ただし、博士論文は、別に定める博士候補資格を取得した上で、提出するものとする。

2 主論文は1編とし、博士論文はその要旨を添え各3通、修士論文は1通を提出するものとする。必要により参考論文を添付することができる。

3 前条第2項により博士論文を提出しようとする者は、前項のほか、学位審査手数料を添えなければならない。

4 博士論文の提出について、本大学院後期課程において3年以上在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けて退学した者が、再入学をしないで博士論文を提出した場合には、前条第2項の規定により取り扱うものとする。

5 提出した論文及び学位審査手数料は、返付しない。

6 学位審査手数料は別に定める。

(論文の受理)

第6条 論文を受理したときは、研究科長は研究科会議において、指導教授を含む2名以上の教授を選出し、学位審査委員会を組織する。ただし、審査のため必要があるときは、研究科会議の議を経て本研究科大学院担当以外の本学教員及び学外適任者を学位審査委員会に加えることができる。

2 学位審査委員会は、論文の審査及び試験に関する事項を担当する。

3 修士論文は、在学中に提出させ、審査を終了するものとする。

4 博士論文は、受理した後、1年以内に審査を終了するものとする。ただし、特別の事情があるときは、研究科会議の議を経て、審査期間を延長することができる。

(試 験)

第7条 試験は、論文審査が終わった後に筆記又は口頭で行う。

2 修士の試験は、論文の内容を中心として高度の専門性を要する職業等に必要な能力について審査するものとする。

3 博士の試験は、学位論文の内容及びこれに関連する学識と研究能力について審査するものとする。

4 第4条第2項による博士論文提出者に対しては、前項のほか更に、専攻学術に関し大学院博士後期課程を修了した者と同等以上の学力を有するか否かについて審査するものとする。

(報告)

第8条 学位審査委員会は、審査の結果を研究科会議に報告する。

2 研究科会議は、前項の報告に基づいて合否を審議決定する。

3 研究科会議は、構成員の3分の2以上の出席によることとし、合否の決定は、出席者の3分の2以上の賛成を必要とする。

(学長への報告)

第9条 研究科長は、前条の定めにより学位試験に合格した者を、合格決定の日から直ちに学長に報告しなければならない。

(学位の授与)

第10条 学長は、前条に定める報告に基づき、学位試験に合格した者に学位を授与する。

2 学位記は、様式第2のとおりとする。

3 学長は、博士の学位を授与したときは、授与した日から3月以内に所定の様式による学位授与報告書を文部科学大臣に提出するものとする。

(論文要旨等の公表)

第11条 本学は、博士の学位を授与したときは、当該博士の学位を授与した日から3月以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨をインターネットの利用により公表するものとする。

(論文の公表)

第12条 博士の学位を授与された者は、当該博士の学位を授与された日から1年以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の全文を公表するものとする。ただし、当該博士の学位を授与される前に既に公表したときは、この限りではない。

2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合には、本学の承認を得て、当該学位論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表することができる。この場合において、本学は、その論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。

3 前2項の規定による公表は、本学が指定するインターネットの利用により行うものとする。

(取り消し)

第13条 修士又は博士の学位を授与された者で、次の各号の一に該当するときは、大学院委員会の議を経て学長は、授与した学位を取り消すものとする。

一 不正の方法により学位を受けた事実が判明したとき

二 学位を授与された者にその名誉を汚辱する行為があったとき

(細則)

第14条 この細則に定めるもののほか、論文の審査及び試験に関して必要な事項は、研究科会議の議を経て研究科長が定める。

様式第1

様式第2

附 則

この規則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

1 この改正は、平成16年4月1日から施行する。(第2条、第4条、第5条、第7条及び第10条関係)

2 改正後の第2条第2項第1号の学士の学位に定める名称は、平成16年度入学者から適用し、平成15年度以前に入学した者については、なお従前の例による。

附 則

この改正は、平成23年4月1日から施行する。（第5条関係）

附 則

この改正は、平成25年4月1日から施行する。（第11条及び第12条関係）

附 則

この改正は、平成26年4月1日から施行する。（第2条関係）

附 則

この改正は、2015年4月1日から施行する。（第2条及び第6条関係）

附 則

この改正は、2018年4月1日から施行する。（様式第2関係）

附 則

1 この改正は、2020年4月1日から施行する。（第2条関係）

2 改正後の第2条第2項第2号の修士の学位に定める名称は、2020年度入学者から適用し、2019年度以前に入学した者については、なお従前の例による。